

小山市デジタル情報発信及び
ホームページリニューアル伴走支援公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、小山市デジタル情報発信及びホームページリニューアル伴走支援業務に際して、業務委託事業者を選定するための公募型プロポーザルの実施に関し必要なことを定める。

※本事業は「令和8年度小山市一般会計予算（令和8年2月小山市議会定例会）」の成立を前提に事業化される、停止条件付事業です。円滑な事業スタートのため予算成立前に公募を行います。予算の成立をみなければ提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生しない旨をご了承ください。

2 業務概要

- (1) 業務名称 小山市デジタル情報発信及びホームページリニューアル伴走支援業務
- (2) 業務内容 別添「小山市デジタル情報発信及びホームページリニューアル伴走支援業務委託に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和10年3月31日（金）
- (4) 提案上限額 9,592,000円（消費税込み）

※上記の金額は令和8年度から令和9年度までの2年分の合計であり、各年度の内訳は以下のとおりである。

- ・令和8年度 6,842,000円
- ・令和9年度 2,750,000円

※上記の上限額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

3 業務委託事業者の選定方法

企画提案書等の関係書類及びプレゼンテーションの内容を総合的に審査・評価し、本市に最も適した提案を行った者を業務委託事業者に選定する。

4 事務局

小山市総合政策部まちの魅力推進課情報発信係（担当者：金鋪・依田）

〒323-8686 栃木県小山市中央町1-1-1

電話：0285-22-9353

FAX：0285-22-9546

メール：d-promotion☆city.oyama.tochigi.jp

（セキュリティ上、☆を@と読み替えること）

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は次の各号に掲げる資格要件をすべて満たす者とする。

- (1) 小山市物品購入等入札参加有資格者名簿に登録してあること。ただし、参加表明書の提出時点において、登録事業者以外のもので、以下の(2)~(9)の各要件を満たす者も参加者となることができるが、その場合は、参加表明書等の提出期限までに登録申請を完了すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 小山市建設工事等請負業者指名停止基準による指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、又は参加事業者の役員が、同条第 6 号に掲げる暴力団員である事業者及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく厚生手続開始の申立又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。
- (8) 過去 5 年間に行政機関へ本業務と同種又は類似業務の受託実績が 1 回以上あること。
- (9) 本業務の実施にあたり、本市との連絡調整や打合せなどに、迅速かつ的確に対応できること。

6 参加者の募集

- (1) 募集方法
小山市公式ホームページにおいて公募する。
- (2) 説明会
本プロポーザルに関する説明会は行わない。
- (3) スケジュール

項目	日程
公募の開始	令和 8 年 1 月 29 日（木）
質問書の提出期限	令和 8 年 2 月 5 日（木） 17 時
質問書の回答期日	令和 8 年 2 月 10 日（火）
再質問書の提出期限	令和 8 年 2 月 12 日（木） 17 時
再質問書の回答期日	令和 8 年 2 月 17 日（火）
参加表明書等の提出期限	令和 8 年 2 月 24 日（火） 17 時
企画提案書等の提出期限	令和 8 年 3 月 3 日（火） 17 時
一次審査結果の通知（発送日）	令和 8 年 3 月 10 日（火）
二次審査（プレゼンテーション）の実施	令和 8 年 3 月 17 日（火）
選考結果の通知（発送日）	令和 8 年 3 月 24 日（火）
契約調整	令和 8 年 4 月 10 日（金）まで
契約締結	令和 8 年 5 月

(4) 質問の提出方法等

本プロポーザルに関する質問は、企画提案書等を作成する上で必要な事項に限ることとし、質問書（様式第1号）により提出すること。

なお、口頭による問合せには応じない。ただし、事務局において質問書の内容に疑義が生じた場合は、質問者へ電話で問合せを行う。

ア 提出期限 令和8年2月5日（火）17時必着

イ 提出方法 電子メール（事務局のメールアドレス宛）※送信した旨電話すること

ウ 回答 提出された質問の要旨とその回答を令和8年2月10日（火）までに小山市公式ホームページに掲載する。なお、個別に回答は行わない。

(5) 再質問の提出方法等

一回目の質問に関する内容に限り、再質問を行うことができる。質問を行う際は、一回目の質問と同様、質問書（様式第1号）を提出する。

ア 提出期限 令和8年2月12日（木）17時必着

イ 提出方法 電子メール（事務局のメールアドレス宛）※送信した旨電話すること

ウ 回答 提出された質問の要旨とその回答を令和8年2月17日（火）までに小山市公式ホームページに掲載する。なお、個別に回答は行わない。

(6) 参加表明書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書等の関係書類を提出すること。なお、期限までに参加表明書等の関係書類を提出しない者は、本プロポーザルに参加することができない。

ア 提出書類

①参加表明書（様式第2号）

②事業者概要等報告書（様式第3号）

③納税証明書の写し

イ 提出部数 正本1部 副本1部

ウ 提出期限 令和8年2月24日（火）17時

エ 提出方法 郵送（必着）又は持参

オ 提出先 事務局（小山市総合政策部まちの魅力推進課）

(7) 参加資格の確認

「5 参加資格要件」の確認は、参加表明書等の関係書類の提出期限をもって行い、参加資格がないと認めた場合には、書面と電子メールで通知する。

※なお、この時点で参加希望者が3者以内であった場合は、「7 提案内容の審査」における一次審査（書類審査）は行わず、二次審査（プレゼンテーション）のみで業務委託事業者を選定することとし、二次審査の日程等を全ての参加希望者に書面と電子メールで通知する。

(8) 企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加する者は、仕様書を踏まえた企画提案書等を作成し提出すること。

ア 提出書類

①企画提案書（A4版、任意様式、枚数制限なし）

【必須記載項目】

(1)デジタル情報発信伴走支援	
現状分析・課題整理	小山市公式 SNS 及び公式ホームページ等を分析し、小山市の情報発信における課題を記載すること。
メディア運用・情報発信支援	課題解決に向けたメディア運用・情報発信についての支援方法を具体的に記載すること。
データ分析基盤の構築	データ分析基盤の内容及び活用方法について具体的に記載すること。
(2)ホームページリニューアル伴走支援	
課題抽出及び改善提案	現在の市公式ホームページについて、情報の見つけやすさ、アクセシビリティ、SEO 対策などの視点から課題を抽出し、それに対する改善提案を具体的に記載すること。
改善に向けた支援	改善提案を実現するための支援方法について具体的に記載すること。

※社名やロゴマーク等会社のわかる名称を記載しないこと。

※その他、事業費の範囲内で仕様書に記載の目的を達成するために有効な提案があれば自由に提案できる。

※企画提案書を作成するにあたり、市公式 SNS の投稿や、市公式ホームページのスクリーンショットを引用することができる。

②業務実施体制（様式第4号）

③提案価格見積書（任意様式）

※2か年度分の積算内訳を記載すること。

イ 提出部数 8部

ウ 提出期限 令和8年3月3日（火）17時

エ 提出方法 郵送（必着）又は持参

オ 提出先 事務局（小山市総合政策部まちの魅力推進課）

(9) 途中辞退

本プロポーザルに参加申込みをした者が途中辞退する場合は、プレゼンテーションの前々日までにプロポーザル辞退届（様式第6号）を提出する。

7 提案内容の審査

(1) 一次審査（企画提案書等書類審査）

ア 審査方法

4者以上から提案があった場合、関係書類について別紙「一次審査評価基準」により、小山市デジタル情報発信及びホームページリニューアル伴走支援業務プロポーザ

ル審査会（以下「審査会」という。）において書類審査を行い、得点の高い順に上位3者までを二次審査の対象として選定する。なお、一次審査の得点については二次審査に引き継がない。

イ 一次審査結果の通知

二次審査の対象から外れた者には、令和8年3月10日（火）までに書面と電子メールで通知する。なお、二次審査の対象として選定された者には、二次審査の日程等を記載する。

(2) 二次審査（プレゼンテーション）

一次審査を通過した提案者は、審査会の委員に対し、提出した企画提案書等のプレゼンテーションを行う。

ア 実施日時・場所

日時：令和8年3月17日（火）16時15分～17時55分

（1者目：16時15分～16時45分、2者目：16時50分～17時20分、3者目：17時25分～17時55分）

場所：小山市役所6階 大会議室

イ 方法

①内容及び説明者

プレゼンテーションは、企画提案書等の内容に沿ったものとし、本業務を直接的に担当する者が行う。ただし、質疑の応答については、その限りではない。なお、追加資料及び資料の差し替えは認めない。訂正がある場合は、プレゼンテーション時に説明する。

②持ち時間

提案説明15分（機器を設置する場合、その接続時間は含まない）、質疑応答15分とする。

③参加人数

会場に入室できるのは、説明者を含め3名までとする。

④機器等の使用

プロジェクター、スクリーン及びHDMIは事務局が用意する。その他に必要なものがある場合は事前に申し出ること。

ウ 審査方法

審査委員会の委員は、別紙「二次審査評価基準」に基づき、企画提案書等の関係書類及びプレゼンテーションの内容を総合的に審査・評価する。

なお、提案者が1者であっても審査を行う。ただし、評価の最低基準点は、満点の6割とし、それを下回る場合は選外とする。

8 業務委託事業者の選定

二次審査の結果、評価点数が最も高い者を優先交渉権者として選定する。なお、評価点と同点の者が複数ある場合は審査会の協議により選定する。

選定された優先交渉権者が契約締結までに参加資格を失うなど契約ができない状態にな

った場合は、次順位である事業者を優先交渉権者に選定する。その場合の契約締結までのスケジュールは別途協議する。

9 審査結果の通知

審査結果及び提案者の評価点は、令和8年3月24日（火）までに、二次審査に参加した全ての提案者に書面で発送するとともに電子メールで通知する。

10 契約調整及び見積書の提出

優先交渉権者は、委託者と令和8年4月10日（金）までに仕様の最終調整を行い、確定した仕様に基づき、契約に必要な見積書を提出する。

11 契約締結

前項の協議が整った場合、令和8年5月中に契約を締結する。

12 留意事項・その他

- (1) 企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等、本プロポーザルに要する費用については、全て企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 本プロポーザルに対し、2以上の提案はできない。
- (4) 次のいずれかに該当する場合は、失格として採点しない。
 - ア 提出書類が期限内に提出されない
 - イ 提出書類に記載すべき事項が記載されていない
 - ウ 提出書類に虚偽の記載がある
 - エ 提案上限額を超えた提案である
 - オ 正当な理由なくプレゼンテーションを欠席
 - カ その他、本実施要領の規定に合致していないと認められる場合
- (5) 提出された書類は、本プロポーザルを実施するために必要な場合、複写・複製することがある。ただし、本プロポーザル以外の目的で、提案者に無断で使用することはない。
- (6) 提出された書類は、参加者の営業上の秘密に該当する部分が含まれている可能性があることから原則として非公開として取り扱うが、小山市情報公開条例（昭和62年条例第1号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。
- (7) 審査方法及び審査内容、審査結果に対する問合せには一切応じず、異議申し立ても受け付けない。
- (8) 見積金額は、契約金額を保証するものではなく、本業務に係る経費の見込み額とする。
- (9) 契約締結した者が提案した企画提案書等の著作権は、市に帰属する。

別紙 一次審査評価基準

評価指標	評価項目	評価基準	配点 (満点)
提案内容	(1)デジタル情報発信伴走支援		
	現状分析・課題整理	本市の情報発信における課題を的確に分析・整理できているか。	30
	メディア運用・情報発信支援	課題解決のための支援方法について、具体的かつ有効な提案がなされているか。	30
	データ分析基盤の構築	業務内容に即した適切なデータ分析基盤の構築及び活用方法について、専門的な視点に立った提案がなされているか。	30
	(2)ホームページリニューアル伴走支援		
	課題抽出及び改善提案	市公式ホームページにおける課題を的確に抽出し、課題解決に向けた具体的な改善提案がなされているか。	30
	改善に向けた支援	改善提案を実現するための支援方法について具体的な提案がなされているか。	30
実施体制	業務実施体制	今回の業務量・内容に即した人員体制が整っているか。	10
	スケジュール	事業のスケジュールは妥当か。	10
提案事業者の優位性	実績	他自治体において同様の業務の実績があるか。	20
	立地	オンラインだけでなく対面での打合せや研修の実施が可能か。	10
経済性	見積価格	適切な価格となっているか。	10
合計			210

別紙 二次審査評価基準

評価指標	評価項目	評価基準	配点 (満点)
提案内容	(1)デジタル情報発信伴走支援		
	現状分析・課題整理	本市の情報発信における課題を的確に分析・整理できているか。	30
	メディア運用・情報発信支援	課題解決のための支援方法について、具体的かつ有効な提案がなされているか。	30
	データ分析基盤の構築	業務内容に即した適切なデータ分析基盤の構築及び活用方法について、専門的な視点に立った提案がなされているか。	30
	(2)ホームページリニューアル伴走支援		
	課題抽出及び改善提案	市公式ホームページにおける課題を的確に抽出し、課題解決に向けた具体的な改善提案がなされているか。	30
	改善に向けた支援	改善提案を実現するための支援方法について具体的な提案がなされているか。	30
実施体制	業務実施体制	今回の業務量・内容に即した人員体制が整っているか。	10
	スケジュール	事業のスケジュールは妥当か。	10
提案事業者の優位性	実績	他自治体において同様の業務の実績があるか。	20
	立地	オンラインだけでなく対面での打合せや研修の実施が可能か。	10
総合評価	プレゼンテーション	目的達成のための前向きな姿勢が見られるか。	30
経済性	見積価格	適切な価格となっているか。	10
合計			240